

伊賀市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月3日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第77号

伊賀市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市印鑑条例施行規則(平成16年伊賀市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第4条中「印鑑の登録に係る原票」を「印鑑登録原票」に改め、「によるもの」を削る。

第5条第1項中「印鑑の登録を証する書面」を「印鑑登録証」に改め、「によるもの」を削り、同条第2項中「及び」の次に「条例」を加える。

第9条中「様式第9号によるもの」を「印鑑登録証明書(様式第9号)」に改め、同条ただし書中「様式第10号によるもの」を「印鑑登録証明書(様式第10号)」に改める。

第10条中「第15条に規定する」を「第15条第1項の規定による」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月3日から施行する。

伊賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年10月3日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第78号

伊賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年伊賀市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、次項に規定するもののほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 申請等を行う者又は市の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるもの（市の機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市の機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該市の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等が行われるべき市の機関等の定めるところにより、次に掲げる事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が第3号に掲げる事項を入力することに代えて、同号の併せて提出すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

- (1) 当該申請等が行われるべき市の機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (3) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項（記載されている事項を含む。以下同じ。）

2 前項の規定により申請等を行う者は、次の各号に掲げる申請等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、申請等を行わなければならない。

- (1) 市の機関等が電子署名を要することとしている申請等 前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信する方法
- (2) 市の機関等が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請等 識別番号及び暗証番号を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力する方法
- (3) 市の機関等が識別番号及び暗証番号の入力並びに個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号（以下「生体認証符号等」という。）の使用を要することとしている申請等 識別番号及び暗証番号を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、並びに生体認証符号等を使用する方法
- (4) 市の機関等が識別番号の入力及び生体認証符号等の使用を要することとしている申請等 識別番号を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、及び生

体認証符号等を使用する方法

- (5) 市長が前各号に定める方法以外の方法を要することとしている申請等 市長が当該申請等に応じて定める方法
- 3 同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。
- 4 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、次に掲げる措置とする。
- (1) 電子署名を行い、電子証明書を当該申請等と併せて送信すること。
- (2) 第2項第2号に規定する識別番号及び暗証番号を入力すること。
- (3) 第2項第3号に規定する識別番号及び暗証番号を入力し、生体認証符号等を使用すること。
- (4) 第2項第4号に規定する識別番号を入力し、生体認証符号等を使用すること。
- (5) 第2項第5号に掲げる申請等をする場合において、市長が当該申請等に応じて定める措置
- 5 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 申請等を行う者について対面により本人確認をする必要があると市の機関等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市の機関等が認める場合
- (処分通知等に係る電子情報処理組織)

第5条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市の機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 市の機関等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

ルに記録しなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市の機関等の定めるところによる届出

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、次に掲げる措置とする。

(1) 電子署名を行うこと。

(2) 識別番号及び暗証番号を処分通知等を行う市の機関等の使用に係る電子計算機から入力すること。

4 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市の機関等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市の機関等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 市の機関等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法若しくは市の機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 市の機関等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は当該事項を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、次に掲げる措置とする。

(1) 電子署名を行うこと。

(2) 識別番号及び暗証番号を作成等を行う市の機関等の使用に係る電子計算機から入力すること。

(添付書面等の省略)

第9条 条例第8条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条に規定する規則で定める措置は、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行う場合に必要な事項は、市の機関等が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月3日から施行する。

伊賀市職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月17日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第79号

伊賀市職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の給料の調整額に関する規則（平成16年伊賀市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊賀市立上野総合市民病院の項調整数の欄を次のように改める。

3

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市職員の給料の調整額に関する規則の規定は、令和4年10月1日から適用する。